

エグゼクティブ サマリー

セーフガーディングの文化の確立に向けて：比較法的考察と将来の展望

編者：¹Stefano Bastianon & Michele Colucci²

1. はじめに：文化的な責務としてのセーフガーディング

近年、スポーツにおけるセーフガーディングは、コンプライアンスや危機管理の問題よりも注目されています。多くの国や国際競技連盟にわたって、効果的なセーフガーディングがスポーツ文化を根本的に変えることが明らかになっています。

スポーツにおけるセーフガーディングは、外部から求められるものではなく、道徳的、制度的、文化的コミットメント、すなわち、スポーツの倫理的な本質と正当性を定義するものとして採用されなければならないものです。

セーフガーディングは、今日では、法的義務、規範の発展、そして、保護・監督機関の設立から、調査と説明責任の行使に至るまで、サバイバー・センタードおよびトラウマ・インフォームドの考え方に基づく実践を含む多面的なプロセスであると広く理解されています。

しかしながら、世界的に意識が高まっており、国内外で様々なイニシアチブが広がっているにもかかわらず、現在まで、スポーツにおけるセーフガーディングに関する、国やスポーツ統括団体を横断した包括的な比較分析は行われていません。

そこで、本書は、スポーツにおけるセーフガーディングの現状に関する包括的な全体像に描き出すための、初めての試みになります。ただし、その試みは、部分的にならざるをえません。本書では、10か国のシステムに関する寄稿に加え、最も影響力のある国際競技連盟のいくつかについての分析をまとめています。ここで示された知見は網羅的ではありませんが、この重要な分野における将来の研究、実践的なイノベーション、政策立案のための重要な基盤を提供するものです。本書は、スポーツにおけるセーフティの発展の「ある時点」を表すものであ

1 Stefano Bastianon は、ベルガモ大学（イタリア）のEU法の常任教授であり、スポーツ仲裁裁判所仲裁人であり、「Collegio di Garanzia dello Sport del CONI」（イタリアオリンピック委員会のイタリア最高スポーツ裁判所）のメンバーです。彼は弁護士であり、Busto Arsizio（イタリア）の法律事務所Bastianon-Garavagliaの共同創設者です。彼は、*Rivista di Diritto Sportivo* の運営委員会および *Rivista di Diritto ed Economia dello Sport* の科学委員会のメンバーであり、科学共同ディレクターでもあります。この記事で提示される見解は著者のものであり、関連機関の立場を反映するものではありません。

2 Michele Colucci は、イタリアスポーツ弁護士協会（AIAS）の共同創設者兼名誉会長であり、*International Encyclopaedia of Sports Law* の編集者です。この記事で表明される見解は著者のものであり、関連機関および団体の立場を反映するものではありません。

り、本書とセーフガーディングの実践の両方が、これらの最初の試行を超えて適応し、発展し続けることが期待されます。

本書では、集められた多様な寄稿を基に、セーフガーディングシステムを比較分析し、国内や国外の状況における共通点、相違点、ベストプラクティス、さらにはギャップや欠点に焦点を当てています。本書の取り組みには、ほかにもいくつかの国際競技連盟の参加を促しましたが、本書の掲載に至るまでに応答はありませんでした。しかし、将来の版では、この対話をさらに広げ、世界のスポーツコミュニティ全体でより深い関わりと相互学習を促進する機会が提供されることが期待されます。

2. 効果的なセーフガーディングの実践と政策のためのコアバリューと原則

国際的なスポーツ界全体において、効果的なセーフガーディングの実践と政策は、その信頼性と長期的な持続可能性の両方をもたらす一連の共通の価値観と原則に基づいています。

これらのシステムの中核にあるのは、**インテグリティ（誠実さ）、独立性、公平性、説明責任（アカウントビリティ）、透明性、アクセスのしやすさ、とインクルージョン、秘密が守られること、予防、均衡性（プロポーションナリティ）、そして生涯学習**といった基本的な価値感です。これらが、セーフガーディングの仕組みが倫理的に強固で手続き的に信頼できることを保証します。

インテグリティ（誠実さ）は、公約したコミットメントと実際の運用との間に一貫性があることと求めます。これは、IOC（国際オリンピック委員会）がセーフガーディングをオリンピック・ムーブメント・コードに組み込む取り組みによって示されています。

独立性と公平性は、セーフガーディングのプロセスを利益相反や不当な影響から守ります。これは、すべてのスポーツ団体が直面する課題です。

説明責任（アカウントビリティ）は、責任が明確に割り当てられ、執行可能であることを保証します。一方、**透明性**は、FIBA（国際バスケットボール連盟）のセーフガーディングポリシーで強調されているように、規則、手順、および結果を可視化し、理解できるようにすることで、信頼を促進します。

同様に不可欠なのが、危険にさらされている人々の経験と幸福を、セーフガーディング設計の中心に置く原則です。サバイバー・センタードで、かつ、トラウマインフォームドに基づくアプローチは、政策と実践が被害を最小限に抑え、尊厳を尊重し、再トラウマ化を避けることを保証します。これは、米国セーフスポーツセンターの経験や、オーストラリアなどの国々で実施された改革からの教訓を反映しています。

アクセシビリティ（アクセスのしやすさ）と包括性（インクルーシビティ）は、セーフガーディングの仕組みが、言語、文化、能力、そしてデジタルディバイドを超えて、利用可能であることを求めています。FIVB（国際バレーボール連盟）やUEFA（欧州サッカー連盟）などの国際競技連盟が多言語のリソースとグローバルなアウトリーチ活動を通じて取り組み始めている課題です。

秘密が守られることは、行動する義務との間で注意深くバランスをとることで、報告プロセスへ信頼を高めます。一方、アスリート、被害者、その他のステークホルダーの有意義な参加（ヨーロッパのセーフガーディングの仕組みやFIBAのような国際競技連盟ですます顕著になっています）は、セーフガーディングの枠組みが抽象的な規範ではなく、実体験に基づく現実を反映したものになることを保証します。

最後に、効果的なセーフガーディングシステムは、**予防、均衡性（プロポーションナリティ）**、そして**生涯学習**を具体化する必要があります。効果的な**予防**は、教育、意識向上、および構造化されたリスク管理に基づいています。**UEFAのチャイルドセーフガーディング・ポリシー**や**FIBAのSPOCトレーニングコース**などの取り組みは、セーフガーディングが事後的な対策ではなく、積極的な文化的統合として、日々の運営に体系的に取り組まれうる方法を示しています。

均衡性（プロポーションナリティ）は、対応が公正であり、法的に正当であることを保証しますが。一方、**生涯学習**、反映、進化する国際基準との整合性の文化は、**IOCキャパシティビルディングツール**から**UEFAのデジタルプラットフォーム（safeguarding.eu）**に至るまで、セーフガーディング体制が新しいリスクやと新たなベストプラクティスに適応することを可能にしています。

これらの価値観と基本原則を合わせることで、個々のセーフガーディング政策の基礎を提供すると同時に、スポーツ界全体でより広範な**文化的変革**を定着させます。この変革の中心にあるのが、スポーツシステムのあらゆるレベルで**信頼、正当性、有効性を確立するセーフガーディング文化**の創造です。このように、セーフティングは、単に規制遵守の問題としてではなく、グローバルなスポーツコミュニティによって受け入れられる**集団的かつ永続的なコミットメント**として位置付けられています。

3. ガバナンスと法的枠組み：比較アプローチ

セーフガーディングの制度的および法的枠組みへの定着は、国によってかなりのばらつきがあり、現在も発展途上の状況にあります。

米国では、**米国セーフスポーツセンター（USCSS）**は、オリンピックおよびパラリンピックのスポーツ全体で、虐待に介入し、調査し、防止するために設計された初の集権型のシステムです。**米国セーフスポーツセンター**は、2017年のセーフスポーツ授権法によって連邦法として設立され、2020年のオリンピック・パラリンピック・アマチュアアスリート・エンパワーメント法の下で権限が拡大されました。このセンターは、スポーツ統括団体から独立してセーフガーディングの事案を裁定するための法的権限を有しています。**米国セーフスポーツセンター**は、国内のコンプライアンスを監督しており、全52の国内競技団体に毎年**の監査を義務付け**、全スポーツ団体で統一された安全・安心のための基準を設定しています。その急速な成長は組織的な課題をもたらしましたが、ステークホルダーやサバイバーコミュニティとの協力をますます重視していることは、センターが、**トラウマ・インフォームド**の考え方に基づいたアスリート・センタードの改革に向けて動いていることを反映しています。

カナダでは、セーフガーディングは、スポーツにおける虐待を防止し対処するための統一的行動規範（UCCMS）によって規定される、契約上の拘束力をもつ法的枠組みに組み込まれています。これは、当初、**スポーツ・インテグリティ・コミッショナー（OSIC）**の監督の下で当初は実施さ

れましたが、現在はカナダスポーツ倫理センター(CCES)によって実施されています。CCESは、セーフガーディングに関する事案を裁定するセーフガーディング仲裁廷(Safeguarding Tribunal)をもつカナダスポーツ紛争解決センター(SDRCC)からの手続き上の独立性を担保されており、これにより、強固な制度敵構造が構築されています。

ドイツにおけるスポーツのセーフガーディングへのアプローチは、組織化されたスポーツ界と国家の間の共通の責任によって特徴づけられています。これは、組織化されたスポーツの自己規制を強化すると同時に、国家の権限と独立した監視を強化しようとする、ダイナミックで進化する規範的システムを明らかにします。組織化されたスポーツによるセーフスポーツ・コードの採択と、連邦政府による安全・非暴力スポーツのためのセンター(Center for Safe and Non-Violent Sport)の設立計画は、ドイツにおけるダイナミックな進展を示しています。特に、ドイツの組織化されたスポーツは、組織的な虐待の暴露への対応として「再検証のためのコード」も策定しました。これは、不正義の象徴的な是認と認識を実質的な構造改革と融合させるモデルとして際立っています。

このコードは、過去の制度的な失敗を公に認め、それらに立ち向かうために明確な倫理的コミットメントを行うことによって、標準的なコンプライアンスの仕組みを上回っています。虐待事件の過去に遡った検証だけでなく、過去と現在のセーフガーディング慣行についても調査、分析、提言を行う権限を持つ独立した委員会を設置することが義務付けられています。これらの委員会は自律的に運営され、サバイバーの代表も含まれ、被害を受けた人々の声を中心に据えながら、制度への信頼を回復することを目指しています。修復的な原則を、運用上の監視と統合することにより、ドイツの組織化されたスポーツは、セーフガーディングを、事後なコンプライアンス問題から、積極的な、権利に基づいたガバナンスの優先事項に引き上げました。このアプローチは、セーフガーディングをより広範な民主主義的および人権インフラに組み込もうとする他の国やスポーツ団体にとっての模範的な枠組みとして機能しています。

イタリアとポルトガルは、国の法的義務付けを通じてセーフガーディングを制度化しました。イタリアの最近のスポーツ改革法は、すべての連盟とクラブに対し、セーフガーディングのプロトコルを採択し、セーフガーディングの担当者を指名することを義務付けています。これは、国の監視機関によって支援されています。同様に、ポルトガルの法的枠組みは、スポーツ団体内のセーフガーディングの役割の統合を義務付け、省庁間の調整のための道筋を設けています。

オーストラリアでは、セーフガーディングは、ナショナル・インテグリティ・フレームワーク(National Integrity Framework)によって支えられた包括的なインテグリティ・システムであるスポーツ・インテグリティ・オーストラリア(Sport Integrity Australia:SIA)の中に組み込まれています。オーストラリアのスポーツがもつ構造的な複雑さは、ピアマンモデルを通じて分析されており、このモデル断片化(フラグメンテーション)を特定し、統合して一貫に取り扱うためのモデルを提示しています。

ベルギー、フランス、スペインなどの国々は、国家レベルで、セーフガーディング法制を確立する上で、重要な進展を遂げています。

スペインの場合、その基盤は、国際的な義務と憲法の両方にあります。しかし、これらの枠組みを地域やスポーツ団体全体にわたって実施していくことは、さらなる連携と一貫性のための機会が引き続き必要になります。機関間の協力を強化することで、これらの管轄内におけるセーフガーディング活動の有効性と一貫性がさらに高まることでしょう。

国際レベルでは、スポーツ団体の中でも特にIOCとUEFAが、その憲章や定款にセーフガーディングを組み入れています。

IOCは、規制ツール、教育、イベント特有の仕組みを組み合わせたグローバルな戦略を通じてセーフガーディングを制度化しています。その主要なイニシアチブの1つは、IOCセーフガーディング・オフィサー認証（IOC Safeguarding Officer in Sport Certificate）です。これは、セーフガーディングの専門家のための国際的に認められた基準を設定するものであり、大学や世界中の専門家と協力して展開されています。IOCはまた、国内オリンピック委員会（NOC）、国際競技連盟（IF）、組織委員会に合わせて調整されたモデル・セーフガーディング・ポリシーとその実施に向けたチェックリストを含む一連のリソースを公表しています。IOCは、オリンピックとユースオリンピックの期間中、現地にセーフガーディング・オフィサーを配置し、報告の仕組みと秘密の守られた形での照会システムによってサポートすることで、アスリートの保護をリアルタイムで可能にしています。セーフスポーツ・ユニットを通じて、IOCは、データの収集、実施進捗の監視、ステークホルダー間の知識共有を支援しています。さらに重要なこととして、IOCは、セーフガーディングの取り組みの中で、ジェンダー平等、若者のエンパワーメント、アスリートの意見の反映を推進しており、セーフガーディングを世界のスポーツが掲げるより広範な人権とガバナンスの課題に組み込むことを目指しています。

FIBAは、法的義務、内部ポリシー、運用ツールを組み合わせ、セーフガーディング体制を2022年に正式に構築しました。FIBAの主な強みは、規約と内部規則を通じた拘束力のある規制と、定期的な見直しを保証するFIBAセーフガード・ポリシーやFIBAセーフガーディング評議会といった実施ツールの組み合わせている点にあります。このFIBAのモデルは、「Whole Sport, Whole Organization」（組織の枠を超えたスポーツ全体での取り組み）の原則に基づいており、FIBAモデルは、未成年のアスリートだけでなく、バスケットボールに携わるすべての参加者やステークホルダーに保護を拡大しています。これは、力の不均衡が様々な状況でリスクを生み出す可能性があることを認識しているためです。

UEFAについては、中央による監視に支えられたチャイルド・セーフガーディング・オフィサーのネットワークは、分散型でありながら同時に調和がとれた実施の革新的なモデルを示しています。

各国内協会に専任のセーフガーディング・オフィサーを設置することは、ヨーロッパのサッカー界全体に、セーフガーディングを定着させることを促進することを目的としています。これらのオフィサーは、専門的なトレーニングを受け、共通の基準とツールキットの恩恵を受け、ピア・エクスチェンジとキャパシティ・ビルディングを促す実践コミュニティに統合されています。UEFAはまた、UEFA欧州選手権やユース大会などの主要なイベントにおけるセーフガーディングの実践を含む、継続的な評価を可能にする中央集権的監視・評価メカニズムを導入しています。UEFAは、サッカーの特殊性に合わせた明確な手順、行動規範、予防戦略を概説する「UEFAチャイルド・セーフガーディング・ツールキット」などの詳細なガイドラインを公表しています。さらに、UEFAは多言語のeラーニングプラットフォームや対面式のワークショップを通じた教育に多額の投資を行っており、セーフガーディングが草の根の当事者だけでなく、エリートレベルの専門家に届くようにしています。この多層的なアプローチは、国際競技連盟が、国や文化の背景を越えて、一貫性と柔軟性の両方をもってセーフガーディングを運用する上で、いかにリーダーシップの役割を果たせる方法を具体的に示しています。

本書で詳述されているように、セーフガーディングシステムの構築は、危機とスキャンダルへの反応から生じることが多くありました。これらの法的枠組みのさらに発展させるためには、スポーツにおける虐待によって最も大きな影響を受けた被害者や関係者を含めていくこと、そして「危害を及ぼさない」という原則を受け入れること、人権、トラウマインフォームドの考え方に基づく実践といった原則を取り入れることが引き続き極めて重要です。これらの枠組みは、静的なものとみなされるべきではなく、むしろ見直しと進化のためのツールとして活用されるべきです。

4. 政策デザインと実質的なコンテンツ

セーフガーディングポリシーは、サバイバーの実際の経験に対する明確さ、実効性、感受性の点において大きく異なっています。国内システムと国際競技連盟の取り組みを比較すると、より高性能な枠組み設計と規制の見直しが求められていることが明らかです。

特に**カナダ**と**米国**は、洗練された政策デザインの好例を示しています。

カナダのスポーツにおける虐待を防止し対処するための**統一的行動規範(UCCMS)**は、世界で最も詳細で法的強制力のある保護手段の1つです。UCCMSは、身体的、心理的、性的虐待、およびネグレクトといった幅広い虐待行為を厳密に定義し、義務的な報告、ケース追跡、タイムライン、および不服申立てなどの一連の手続き上の保証を規定しています。UCCMSは任意基準ではなく、連邦政府が資金提供しているすべてのスポーツ団体が、その規範強度を強化し、採用し、実施するための義務的かつ契約上、拘束力を持つ法的コードです。

政策の枠組みは十分に発達しており、トラウマインフォームドの考え方に基づく実践をより完全に統合し、特に国内統括スポーツ団体内でのアスリートサバイバーの声を反映させることでさらなる強化の可能性が残されています。

米国は2017年にSafeSport Codeを策定し、米国セーフスポーツセンター(USCSS)の管轄と権限を規定する包括的な方針と、申告された被害の解決のための禁止行為とプロセスの明示的かつ詳細な定義を規定しています。2年ごとに更新されるこのコードは、アスリート、統括スポーツ団体、サバイバー、その他の関係者からの意見が反映されています。USCSS Minor Athlete Abuse Prevention Policies(MAAPP)は、大人と子どもの1対1の接触、電子通信、旅行、宿泊、未成年者のアスリートスペースにおけるその他の重要な考慮事項を規制しています。USCSSはまた、理論、ベストプラクティス、トラウマ情報に基づいたデータ駆動型予防戦略を実施し、教育とリソース紹介やプロセスナビゲーション支援などのより広範で体系的な改革を組み合わせ、アスリート、コーチ、親、医療専門家、障害の専門家、その他のステークホルダーにサービスを提供しています。

国家レベルでは、**イタリア**と**ポルトガル**は、すべての承認された連邦における国内保護政策の採択を義務付けるために、国家の立法枠組みをどのように活用できるかを実証しています。**イタリア**では、政府とイタリアのオリンピック委員会による近年の改革により、各連盟とスポーツ団体に、セーフガーディングオフィサーの任命、行動規範の策定、苦情処理手続の導入が義務付けられています。

ポルトガルにおいては、スポーツ連盟が国家レベルで成文化されたセーフガーディングの原則に従うことが義務付けられており、遵守を監督するための監察機関が設けられています。ベルギーは、スポーツ連盟の承認と補助金の条件として、インテグリティポリシーの実施を求める点で、類似のモデルを採用しています。これらの法的義務は、スポーツ全体のセーフガーディング実践の標準化につながっています。

しかしながら、さらなる発展のための重要な機会が残っています。国際、大陸、国家レベルでは、多くのスポーツ団体が依然として一般的な倫理規程や懲戒規程に依存しています。これらの枠組みは基礎を提供しますが、多くの場合、被害の特性を十分に踏まえたサバイバー中心およびトラウマインフォームドの考え方に基づく実践を十分に取り入れているとは言えません。また、常に強固な監視メカニズムも含まれていません。報告可能な不正行為を明確にし、スタッフやアスリートにとってアクセスしやすい仕組みを作ることで、制度の有効性は大幅に向上することが期待されます。このように、政策ツールは、単なる倫理的な宣言にとどまらず、実際に機能する保護のメカニズムへと発展していくことができます。

国際競技連盟のレベルでは、UEFAの保護方針は、セーフガーディングリスクの詳細な分類を提供し、明確な役割と責任を割り当て、インシデント管理のための先進的な事例として挙げられます。このポリシーは単なる文書として存在しているだけでなく、実施を支える広範なエコシステム、特にUEFAチャイルドセーフガーディングツールキットに組み込まれています。UEFAの教育および監視システムと組み合わせることで、この枠組みは、欧州サッカー全体で政策コミットメントを効果的に実践に移すことを保証します。

FIGとFIVBはいずれも、過去の虐待事案に対応して重要な改革を受けています。彼らは、不正行為のより正確な定義、報告と調査のための手順をより明確にするとともに、サバイバーセンターのアプローチへのコミットメントを含むようにセーフガーディングコードを更新しました。これらの改訂された枠組みは、リアクティブな危機管理からより先を見越した政策計画への大きな変化を示しています。

さらにFIBAのセーフガーディング・ポリシーは、その用語の明確さ、また子供だけを保護するという従来の考え方を超えて、保護対象を「参加者」と「バスケットボールパーティー」と広く定義している点で際立っています。文書は、ゼロトレランス、教育、違反の特定、リスク管理の4つの柱を中心に構成されており、制度的な説明責任の原則を統合しています。これは、セーフガーディング理事会の支援を受けて定期的に見直しを受ける動的な制度であり、FIBAが国際基準との整合を維持し、トラウマインフォームドとサバイバーセンターの考え方に基づくアプローチを促進することを可能にしています。

5. レポートメカニズムと調査体制

セーフガーディングシステムの信頼性と有効性は、報告および調査メカニズムの設計と機能に密接に関連しています。これらのメカニズムは、アクセスしやすく、独立した、手続き的に堅固で、かつサバイバーに配慮したものでなければいけません。本書で取り上げた各国とスポーツ団体全体では、幅広いモデルが存在しており、高度に整備されたものもあれば、現在も発展の過程にあるものもあります。

IOCは、オリンピックとユースオリンピックで訓練されたセーフガーディングオフィサーを配置し、イベント固有のセーフガーディングモデルを導入しました。これらのオフィサーは、事前に確立された報告プロトコルの下で活動し、地方当局、国際競技連盟、アスリートサポートチームと緊密に連携しています。IOCはまた、国内、大陸、国際レベルでこれらのモデルを再現するための国内オリンピック委員会と国際連盟のためのガイダンスを作成しました。

米国では、米国セーフスポーツセンターが、独立した調査権限を有し、法定権限に基づいて、国内のオリンピックおよびパラリンピックスポーツにおける性的虐待、最も深刻な心理的および身体的虐待を含む不正行為を扱っています（一部の国の統治機関は、他の重大な虐待事件に対する管轄権を保持しています）。米国セーフスポーツセンターの調査プロセスには、目撃者と当事者のインタビュー、機密報告書のレビュー、および回答者のための仲裁のオプションが含まれます。また同センターは、トラウマ・インフォメーション・プラクティスのトレーニングを受けた専門家によってサポートされているケース管理システムを運営しています。また、米国のオリンピック・パラリンピック運動の人々が制裁の対象になる時期を把握できるよう、中央集権化された懲戒データベースも監督しています。同センターのウェブサイト、オンラインレポートフォーム、ステークホルダーとの連携は、アスリートとの報告と信頼を高める目的で、プロセスの透明性を高めています。

カナダは、スポーツ倫理センター(Canadian Centre for Ethics in Sport)とカナダのスポーツ紛争解決センター(Sport Dispute Resolution Centre of Canada)がスポーツ団体から独立していることが特徴です。この独立性は、公平性を高め、利益相反を最小限に抑えることに寄与しています。申立人と被申立人の両方が、明確なガイダンス文書や構造化された控訴プロセスを含む広範な手続き上の保証の恩恵を受けています。また、匿名化された統計レポートと仲裁裁定を発行することにより透明性を高め、制裁の公的登録を維持し、説明責任と機密性の両立を図っています。

オーストラリアでは、Sport Integrity Australia(SIA)は、現在18歳未満のアスリートと保護された特性に関連して差別を主張するアスリートのみを対象とする苦情を保護するための権限を有しています。SIAは、ナショナル・インテグリティ・フレームワークに署名したスポーツ団体向けに、標準化されたインテークフォームを備えたシングルポイント・オブ・コンタクト構造（単一窓口）を提供しており、児童保護当局や警察との相互連携も実施しています。

SIAの任務範囲は意図的に定義されていますが、その一方で制度全体の整合性を高めるための貴重な機会も提供しています。たとえば、各スポーツ統括団体のナショナル・インテグリティ・フレームワークへの関与度合いが異なる場合の管轄の整理や、初期報告や控訴手続きに関する情報伝達の改善などがその例です。

いくつかの国際競技連盟は、専任のインテグリティ、またはセーフガーディング部門・組織を設けています。例えば、FIFAは、FIFA財団傘下の自律組織であるSafe Football Support Unit (SFSU)を設立することで、セーフガーディングへのコミットメントを強化しました。この画期的なイニシアチブは、サッカーのエコシステム内のサバイバー、被害者、内部告発者に迅速かつ専門的なガイダンスを提供することを目指しています。SFSUは、独立した機密性の高い手段として機能し、個人が支援を求めるための安全で公平な環境を提供します。その中核的な任務は、サッカーにおける暴力や虐待の事件をリアルタイムで評価し、監視し、専門的な支援を提供することです。調査機関ではないが、SFSUは、トラウマインフォームドとサバイバーセンタードの考え方のアドボカシーを地域レベルから構築することを目指している。必要に応じて、FIFA規律規程、FIFA倫理規程および関

連する法的規範に従って、このユニットは、懲戒および倫理機関に技術的な助言を提供し、それによって制度的な対応を強化することができる。したがって、SFSUは「被害者支援」と「制度的説明責任の促進」という二重の役割を果たしています。

FIBAは、報告とケース管理に関する多層的なレベルシステムを確立しており、中央報告チャネル（ウェブサイトと専用の電子メール）に加え、加盟国内協会内のSPOCの保護活動によって補完的に機能しています。ケースマネジメントは、インテグリティオフィサー、倫理委員会、規律パネルと連携して運営するセーフガーディングケースマネジメントグループに委託され、被害者支援、機密性、手続き上の厳格さのバランスを確保します。国内連盟が適切に行動できない場合にFIBAが直接介入する仕組みがあり、重要な説明責任メカニズムとして機能しています。

IBU（国際バイアスロン連合）は、虐待の通報に続いて独自の保護メカニズムを作成し、現在ではトラウマインフォームドの考え方に基づいた受付、対応手続きを運用しています。

UEFAは、全国のチャイルドプロテクションオフィサーのネットワークによって強化された分散型の報告チャネルに基づくモデルを開発しました。これらの担当者は、国内協会の一員として組み込まれており、連絡窓口を担っています。国際大会では、UEFAは現場でオフィサーの存在を義務付け、緊急対応のためのファストトラックメカニズムを確立しました。モバイルアプリケーションや多言語教材を含むレポートツールは、幅広い層にとってアクセスしやすいように設計されています。

すべてのスポーツ団体で、セーフガーディングオフィサーの認識された独立性を高めることによって、保護システムを強化する貴重な機会が存在します。これは、既存の組織構造内での懸念を報告することに不安を感じる被害者や生存者の間で、より大きな信頼を築くのに役立ちます。さらに、セーフガーディングオフィサーに対するトラウマ・インフォームド研修へのアクセスを拡大することで、被害者の心情に配慮し、サバイバー中心で、国際的なベストプラクティスに沿った方法で対応できるようにさらなる能力強化を図ることができます。

ワールドラグビー（WR）、国際体操連盟（FIG）、国際バレーボール連盟（FIVB）を含むいくつかの他の連盟は、機密のカウンセリングオプション、サバイバーの支援プログラム、事件解決のための明確なタイムラインを含む、心理的およびトラウマのサポートを報告システムに統合し始めています。

しかしながら、これらの革新にもかかわらず、依然として重要な課題が残されています。例えば、スペインでは、複数の関係者が、報告メカニズムの範囲と機密性に関する不透明さを指摘しています。また一部の連盟では、苦情は十分な独立性なしに内部手続で処理されており、信頼と結果の双方を損ねています。これらの経験から、実質的な進展はあるものの、透明性、制度の独立性、トラウマ感受性、アクセシビリティへのさらなる投資は、保護システムが単に利用可能であるだけでなく、信頼性と有効性を確保するために不可欠であることを示唆しています。トラウマインフォームドの考え方に基づく枠組みの中で調査システムが開発され、被害者や内部告発者のための適切な支援メカニズムを確保することが重要です。

6. トレーニング、能力構築、文化的変革

教育と能力構築は、持続可能なセーフガーディング体制の基盤的な柱を構成します。各国や国際連盟が実施してきた取り組みの比較分析からは、単なる「意識向上」を超えて、組織文化や専門的実践を変革する包括的かつ組み込まれたトレーニング戦略の必要性について、コンセンサスが広がっていることが明らかになります。

IOCIはこの分野で世界的な標準を打ち立てており、その代表的な取り組みが「スポーツにおけるセーフガーディング・オフィサー認証」の開発です。学術機関やセーフガーディング専門家と共同で設計されたこのプログラムは、セーフガーディングの法的・心理的・手続き上の側面について詳細な研修を提供します。この制度は、各国オリンピック委員会（NOC）や国際競技連盟（IF）にわたる知識と実践の標準化を可能にするだけでなく、相互学習を促進し、訓練を受けたセーフガーディング専門家の国際的ネットワークを構築することも目的としています。IOCIはさらに、オンラインプラットフォーム、実践的ツールキット、多言語で地域や競技に応じたガイダンスを通じてこの取り組みを支援しています。

いくつかの国際競技連盟も、セーフガーディングをコーチ、管理者、技術審判員向けの必修研修カリキュラムに統合しています。例えば、国際バレーボール連盟（FIVB）はセーフガーディング・モジュールをライセンスプログラムに組み込み、継続的な職業資格認定の前提条件としています。同様に、ワールドラグビーは、選手の福祉や大会運営の最低基準の一部としてセーフガーディング研修を義務化し、これをグローバルな認証制度に結び付けています。

革新的な要素のひとつが、国際バスケットボール連盟（FIBA）の「セーフガーディング・エクセレンス・シングル・ポイント・オブ・コンタクト（SPOC）コース」です。これは各国連盟におけるセーフガーディング担当者を対象にした研修プログラムであり、「FIBAセーフガーディング・ツールキット」によって理論と実践が融合されています。SPOCに対し、行動計画の策定、コミュニケーション戦略、地域のリファラルマップ作成を指導するもので、この多層的な教育手法はコーチ、審判、ボランティア、保護者、選手にまで広がり、「セーフガーディングはみんなの責任」という考えを浸透させ、バスケットボールにおける積極的かつ文化的な保護アプローチを定着させています。

UEFAは包括的なセーフガーディング教育モデルを提供しています。その研修戦略は、eラーニングモジュール、対面式ワークショップ、大会特有のブリーフィングなど多様な形式を取り入れ、フットボール・エコシステムのさまざまなレベルに対応しています。UEFAは、セーフガーディングの内容を文化的・国家的文脈に合わせつつ、中央カリキュラムで一貫性を維持しています。特に重要なのは、研修対象をコーチや管理者にとどめず、審判、ボランティア、支援スタッフにまで拡大し、保護の原則を組織全体に行き渡らせている点です。

各国の制度もまた、トレーニング要件の形式化が進んでいることを反映しています。例えばイタリアでは、最近のスポーツ改革法によって未成年と関わるすべてのスタッフにセーフガーディング教育を義務付け、その実施は国家オブザーバトリーによって監視されています。ポルトガルも同様に法的義務を導入しており、研修はしばしばスポーツ連盟と国家機関の協力によって提供されます。両国において、セーフガーディングはますます国家のコーチ教育フレームワークに統合されつつあります。

カナダでは、UCCMSの枠組みに基づき、カナダコーチ協会など複数の関係者によって強固な研修基盤が整備されています。「Respect in Sport」プログラムや「Safe Sport Training Module」などが広く活用され、モバイル対応や多言語版を含む柔軟なアクセス形式が用意されており、幅広い参加者層への普及が進んでいます。

米国では、米国セーフスポーツ・センター（USCSS）がオリンピック・パラリンピックスポーツに関わるすべての成人参加者で、未成年と定期的に接触する者や権限を持つ者に対し、毎年

の「SafeSport Core Training」を義務付けています。これは虐待の予防と対応に重点を置いた研修であり、さらにモバイルアプリ「SafeSport Ready」を含め、アクセシブルな形式、多言語対応の教育資源を提供しています。

オーストラリアでは、スポーツ・インテグリティ・オーストラリア（SIA）の調整の下、ナショナル・インテグリティ・フレームワーク（NIF）に連動したセーフガーディング研修が実施されています。これにはスポーツ別の事例研究、児童保護モジュール、トレーナーや教育者向けのセクター全体のガイドラインが含まれています。SIAはまた、ウェビナー、地域アウトリーチ、大学とのパートナーシップを通じて、継続的な専門能力開発を推進しています。

アスリート被害当事者によるアドボカシーは、教育内容とその提供方法の再構築に大きく貢献してきました。「Nothing About Us Without Us」や「The Army of Survivors」といった取り組みは、当事者の経験を重要な教育資源として前面に押し出しています。こうした運動は、機関が常に柔軟かつ先見的であることを促し、多様な視点を統合することでトレーニングの信頼性を高めています。また、カリキュラムの共同設計や、参加者の心理的安全性を尊重するトラウマ・インフォームドな教育手法の採用を訴えています。アスリート当事者の経験知は、スポーツ文化を根本的に変革し、スポーツ界における虐待容認の風潮を断ち切る上で不可欠です。

セーフガーディングにおける教育は、単なる技術的な問題ではなく、文化的な問題でもあります。心理的安全性、信頼関係、包摂性といった概念は、チームや競技連盟、組織のあり方を再構築する上で中心的なものとなっています。そのため、トレーニングは単に知識を伝えるだけでなく、セーフガーディングを「規則」ではなく「価値」として優先する環境を育むことが重要です。

こうした取り組みの累積効果として、日常的実践に根ざしたセーフガーディング文化への移行が、徐々にではあるが着実に進んでいます。しかし課題も残されており、特に資源の限られた環境で地域レベルのコーチやボランティアにまで浸透させること、そして教育プログラムを長期的に優先し続けることが困難です。これらのギャップを埋めるには、持続的な投資、多層的な連携、そしてセーフガーディングを「遵守の義務」ではなく「倫理的かつ教育的な使命」として捉える姿勢が求められます。

7. 評価・監督・制度的学習

効果的なセーフガーディングには、健全な方針やトレーニングに加え、評価・監督・制度的学習のための強固な仕組みが必要です。これらは弱点を特定し、進捗を追跡し、新たな課題やステークホルダーからのフィードバックに基づいて実践を適応させるために不可欠です。各国の制度や国際競技連盟から得られる比較的な証拠は、構造化されたモニタリングやフィードバックループの必要性に対する認識が高まっていることを示していますが、その実施状況には大きな差があります。

IOCは、セーフガーディング指標を「グッドガバナンス」モニタリングに統合しています。IOCの「スポーツにおけるハラスメントと虐待防止ユニット（OM Unit）」は、各国オリンピック委員会（NOC）や国際競技連盟（IF）に対し、セーフガーディング実施状況を毎年報告するよう奨励しています。さらに、IOCはオリンピックやユースオリンピックにおけるセーフガーディング・オフィサーの配置と機能を評価し、その学びを世界戦略に反映させています。

カナダでは、カナダ・セーフスポーツ・プログラムの運営をカナダ・スポーツ倫理センター（CCES）が引き継ぐ前に、スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室（OSIC）がカナダ・スポーツ紛争解決センター（SDRCC）の独立機能として活動していました。OSICはセーフガーディングに関する苦情、解決までの時間、手続きの結果についてデータを公開していました。これらの透明性措置は、説明責任の仕組みであると同時に、政策を継続的に改善するための手段

でもありました。年次報告書や統計ダッシュボードにより、関係者は動向を追跡し、リスクパターンを特定し、組織の対応力を評価できる仕組みが整えられていました。CCESも今後、こうした優れた実践を継続すると見込まれています。

オーストラリアからの寄稿では、研究者はビールマンモデル（Biermann model）を用いて分析を行っています。この分析枠組みは、関係者の相互依存関係をマッピングし、戦略がどこで一致しているのか、調整が必要なのかを見極め、規制や政策のギャップを特定することを可能にします。このモデルはエビデンスに基づく調整を支え、研究者らはこれを国内のインテグリティ制度改革に関する対話を導く堅牢な方法として位置づけています。

ポルトガルとイタリアでは、専用のナショナル・オブザーバトリー（国立監視機関）を設置することでセーフガーディング評価を優先しています。これらは監督、調整、制度的学習の中核的役割を担い、体系的なデータ収集、独立した政策監査、トレーニング実施状況のモニタリング、エビデンスに基づく優良事例の普及を任務としています。

イタリアでは、スポーツのガバナンスを再定義し、連盟やクラブ全体に説明責任の仕組みを強化する包括的な法改正パッケージの一環として、Osservatorio Nazionale per la Tutela dei Minori nello Sport（スポーツにおける未成年者保護の国立監視機関）が導入されました。この監視機関は、スポーツ団体がセーフガーディング方針を策定・実施する際に従うべき包括的なガイドラインを採用しました。さらに、各団体には、自らのセーフガーディング活動、遵守状況、発生した事案や是正措置について定期的に監視機関へ報告する法的義務があります。この報告要件は監督機能を強化し、国家レベルの評価戦略に資する継続的なデータの流れを確保しています。監視機関は全国的な反暴力ネットワークや児童保護サービスと緊密に協力し、分野横断的な連携と包括的な監督を実現しています。

ポルトガルでは、国立監視機関はポルトガル・スポーツ青年研究所（IPDJ）の管轄下にあり、複数の省庁、国内スポーツ団体、市民社会組織と戦略的パートナーシップを維持しています。この機関は、セーフガーディング活動、遵守状況、制度的パフォーマンスに関する分解データを示す年次公開報告書を発行し、透明性と相互評価を促進しています。また、連盟がセーフガーディング方針を設計し、内部レビューを行い、国家基準を満たすための技術的支援も提供しています。

両国の監視機関は「組み込まれた制度的学習モデル」を体現しており、評価を孤立した機能ではなく、セーフガーディング・ガバナンスの継続的かつ不可欠な一部として位置づけています。彼らの活動は、国家とスポーツのパートナーシップが、スポーツ組織の運営能力を強化しつつ、セーフガーディングをより広い公共政策目標と整合させることができる好例となっています。

UEFAは、主要な国際大会におけるセーフガーディング活動を中心としたダイナミックな評価フレームワークを開発しました。連盟は、セーフガーディング・オフィサー、チーム関係者、選手から体系的なフィードバックを収集し、報告チャネルの有効性、事案対応プロトコル、支援サービスを評価しています。この大会特有の評価モデルは、リアルタイムでの学習を強化するだけでなく、異なる大会間で応用可能な比較的知見も生み出しています。

制度的学習の追加事例としては、ワールドラグビーや国際体操連盟（FIG）が内部レビューを開始し、外部監査を委託してセーフガーディング体制を評価したことが挙げられます。これらのプロセスは、是正行動計画の策定やセーフガーディング体制の改善につながりました。

しかし、多くの法的な管轄やスポーツ団体では依然として大きな課題が存在します。セーフガーディングに関する苦情や対応のデータは断片的で、一貫性を欠いて記録されるか、公開されない場合も多くあります。これにより、関係者が法的管轄を越えて比較したり、進捗をベンチマークしたりする能力が制限されます。また、一部の状況では、評判への懸念、法的制約、制度的能力不足のため、外部評価に積極的に関わることを避ける傾向もあります。

真に応答性と説明責任のあるセーフガーディング文化を構築するには、評価を組織発展の不可欠な要素として優先することが不可欠です。これは単なる技術的ツールだけでなく、透明性、謙虚さ、エビデンスに基づく学習への文化的転換を必要とします。本書で分析された経験は、制度的学習が優先される場合、セーフガーディング体制がより迅速に進化し、被害者のニーズに効果的に対応し、より大きな信頼を得られることを示しています。

8. 比較的考察と制度的イノベーション

各国・国際機関のセーフガーディングに関する取り組みの比較分析からは、活動的かつ急速に進化する状況が明らかになります。さまざまな法的管轄やスポーツ組織において、多様な制度的イノベーションや組織改革が進められており、セーフガーディングがスポーツにおける完全なガバナンス分野として確立しつつあることを示しています。

特筆すべき発展のひとつは、より独立したセーフガーディング機関の設立です。米国のセーフスポーツ・センター（U. S. Center for SafeSport=USCSS）やカナダのカナダ・スポーツ倫理センター（CCES）は、従来の組織内コンプライアンスモデルからの根本的な転換を表しています。これらの機関は独自の調査権を持ち、正式な法的権限を維持しています。複数のスポーツ分野におけるセーフガーディング基準の標準化に貢献し、ケース管理システム、公的報告、手続的保障によって独立性を定義し、透明性と信頼性を高めています。

法的根拠の重要性は、イタリアやポルトガルでも同様に示されています。両国では、国家スポーツ法にセーフガーディング改革が組み込まれています。これらの国家主導の取り組みは、連盟に対しセーフガーディング方針の策定、担当者の任命、定期的な遵守報告の提出を義務づけました。イタリアでは、国家の義務とスポーツセクター自体の並行した義務が連動し、国家とスポーツの両方のガバナンスが協力して強固なセーフガーディング方針を育成・発展させる枠組みを作り出しています。これは政治的・法的関与が制度的変革を生み、長期的な持続可能性を確保できることを示しています。オーストラリアにおいても同様の動きが見られ、Sport Integrity Australia（SIA）が規制権限と教育的権限の両方を持つ国家的機関として機能しています。

分散型でありながら調整された構造も有望なモデルを提供しています。UEFAのセーフガーディングネットワークは、各国連盟内の指定セーフガーディング・オフィサーで構成され、地域の自律性と欧州全体の一貫性を両立させる例です。UEFAは中央集権的なツール、研修モジュール、大会特有のプロトコルを用いて、ヨーロッパ全体で調和的かつ柔軟にセーフガーディングを実施できるよう支援しています。IOCも同様に、普遍的なセーフガーディング基準の枠組みを提供しつつ、各国オリンピック委員会や国際競技連盟による個別の実施を奨励しています。

被害者主体のイノベーションも複数の場面で変革的な力を持っています。英国や米国では、「The Army of Survivors」のような運動が台頭し、共同制作、経験知、被害者の政策・教育への参画を優先しました。こうした草の根の取り組みは、当事者の経験を単なる証言ではなく、システム開発、政策の正当性、研修内容、倫理的省察の不可欠な資源として組織に統合することを促しています。

FIBAの事例は、規制義務、教育ツール、報告メカニズムを組み合わせた統合的アプローチが、他の国際連盟にも応用可能なモデルとなることを示しています。各国連盟に実践的なツールと権限付与の道を提供することで、セーフガーディングを共有され、文化的に根付いた取り組みへと発展させています。

ドイツでは、セーフガーディングがスポーツ関連の専門的な資格認定の中核要素となり、直接的に品質保証枠組みと結び付けられています。これにより、セーフガーディングは特定部門のみに委ねられるのではなく、すべての関係者にとって日常的な課題となっています。

同様に重要なのは、トラウマ・インフォームドな調査手法の革新です。国際バイアスロン連合（IBU）、国際体操連盟（FIG）、ワールドラグビーは、被害当時者の福祉と独立性に調査手続きを一致させる上で大きな進展を遂げています。心理的支援、報告チャネル、再トラウマ化を軽減するための手続的配慮を提供することで、適正手続きと共感のバランスを実現し、法的整合性と心理的安全性が両立し得ることを示しています。

総合すると、これらの事例は、セーフガーディングがもはや周縁的または事後対応的な機能ではないことを示しています。セーフガーディングは、多面的・国際的・権利基盤型のガバナンスシステムへと進化しつつあります。この分野はますます、独立性・包摂性・透明性・被害者（サバイバー）のエンパワーメントといった原則の遵守によって特徴づけられるようになっていきます。そこに現れているのは、柔軟でありながら規範的に強固な構造であり、多様な制度環境に適応しつつも、人間の尊厳・安全・説明責任という共通の価値観に基盤を置くものです。本書で特定された成功事例は、スポーツをすべての人にとって安全で倫理的な空間へと変革しようとする政策立案者、スポーツリーダー、セーフガーディング専門家のための道しるべを提供します。同時に、明らかになった課題は、学び、適応し、政策を強化するための重要な機会を示し、継続的な改善と長期的な有効性を保証します。

9. 課題と未解決の問題

セーフガーディングの枠組みは高度化しつつありますが、その完全な実現を妨げる多くの構造的・文化的課題が依然として存在します。責任の分断が最大の課題です。特に連邦制や分権型のスポーツシステムでは顕著であり、ベルギーやスペインのような国では、複数の省庁、地域当局、競技連盟の権限が重複することで、調整の欠如、矛盾するガイドライン、説明責任の希薄化が生じます。セーフガーディングのガバナンスにおいて統一的な指揮系統が欠如すると、一貫性が損なわれ、虐待への制度的対応が遅れるのです。

横断的な協力（スポーツ団体、児童保護機関、医療サービス、法執行機関間の協働）は、効果的なセーフガーディングの重要要素として認識されつつあります。カナダ、ドイツ、イタリアなどでは、すでに省庁間プロトコルや照会メカニズムが整備されており、今後さらに広げることで、学際的で包括的な対応を強化する大きな機会となります。

資金不足も深刻です。特に草の根レベルでは、小規模クラブや地域協会がセーフガーディング・オフィサーに報酬を支払ったり、定期研修を実施したり、利用しやすい通報窓口を整備したりするリソースを欠いています。その結果、競技種目・地域・レベルによって子どもや脆弱な人々の保護が不均等になりがちです。開発途上のスポーツシステムでは、技術インフラ不足や言語サポート不足、人材不足がこうした格差をさらに悪化させます。

こうした格差を軽減する一つの方法は、資金配分をセーフガーディング義務に結び付けることです。英国では、セーフガーディング研修要件が、内部品質保証だけでなく、公的資金や宝くじ資金の受給条件に密接に結び付けられています。例えば、Sport EnglandやUK Sportは、資金提供を受ける組織に対して、関連スタッフやボランティア全員が承認されたセーフガーディング研修を受講していることを証明し、その証拠をコンプライアンス監査の一環として保持することを義務付けています。

文化的抵抗も根強い障害です。多くの組織環境では、セーフガーディングは依然として「官僚的な義務」と見なされ、倫理的責務として真に受け止められていません。大きなスキャンダルが報道されることで、むしろ否認や防御的態度の印象が強まり、アスリートや被害者の保護を組織の最優先事項とすることへの抵抗感が露呈しています。

リーダーシップのコミットメントも重要です。指導層が戦略的計画、資源配分、公共的な発信を通じて積極的にセーフガーディングを推進する場合、その実施はより効果的で持続可能に

なります。逆にそのようなコミットメントがなければ、ポリシーは表面的・形式的なものにとどまってしまう。形式的採択と実際の実践との乖離は、多くの現場における重大な断層線となっています。

これらの未解決課題に対処するには、法的・文化的・財政的・組織的な戦略の組み合わせが必要です。また、セーフガーディングが単なる「政策上の必須事項」から「制度文化としての実践」に進化するためには、モニタリング、評価、被害者の参画にさらに投資する必要があります。

10. 調和と将来の発展に向けた提言

制度的モデル、法的枠組み、現場レベルの実践に関する比較分析を踏まえると、スポーツにおけるセーフガーディングの将来的な発展と調和を導くための、いくつかの戦略的な提言が浮かび上がる。

まず第一に、調和を実現するためには、最低限かつ拘束力のあるセーフガーディング基準の成文化が必要である。現在のところ、保護体制にはばらつきがあり、一部の制度では厳格な研修やコンプライアンス監査が義務付けられている一方で、他の制度では実効性の乏しい任意ガイドラインに依存している。

この格差を埋めるためには、国際基準を人権原則に基づいて設定し、具体的な義務として明文化する必要がある。最低限、次のような事項が求められるべきである。

- ・すべてのコーチ、ボランティア、スタッフに対し、認定されたセーフガーディング研修の受講をライセンス取得やクラブ加盟の条件として義務化すること。

- ・独立性があり、アクセスしやすい通報窓口を複数言語で設置し、利害の衝突がない仕組みを整えること。

- ・定期的なコンプライアンス監視を実施し、基準を満たさない組織に対しては、資金の停止や大会からの排除など、比例的な制裁措置を講じること。

各国制度、法的枠組み、現場レベルの実践の比較分析から、今後のセーフガーディングの発展と調和を導くためのいくつかの戦略的な提言が浮かび上がります。

第一に、調和には拘束力のある最低限のセーフガーディング基準の成文化が必要です。現在、保護水準は不均一であり、厳格な研修や監査を課す制度もあれば、任意のガイドラインに依存し、ほとんど執行されない制度もあります。これらの格差を解消するため、国際基準を人権原則に基づいて策定し、具体的な義務に落とし込む必要があります。その最低限の義務には以下が含まれるべきです。

すべてのコーチ、ボランティア、スタッフが、認定セーフガーディング研修を受講すること（ライセンスやクラブ加盟の条件として）。独立した利用しやすい通報窓口の設置（多言語対応・利益相反なし）。定期的なコンプライアンス監査を実施し、義務を果たさない組織には資金停止や大会参加停止といった比例的な制裁を科すこと。

国際オリンピック委員会（IOC）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、欧州連合（EU）、そして主要な国際競技連盟といった国際機関は、セーフガーディング遵守を認証や財政支援と結び付けることにより、このプロセスを主導する立場にあります。彼らの役割は、広範な原則を掲げるだけでなく、拘束力のある基準が監視され、執行され、多様な法制度に適応可能であることを保証しながら、核心的な保護を担保することにあります。

第二に、セーフガーディングは制度的独立性に基盤を置くべきです。カナダや米国は、独立したセーフガーディング機関の価値を示してきました。例えば、米国のU.S. Center for SafeSport、カナダのスポーツ倫理センター（CCES）、およびスポーツ・インテグリティ・コミッシ

ヨナー室（OSIC）などは、自律性と調査権限を兼ね備えています。適切なリソースと法的根拠を備え、これらのモデルを各国や国際レベルで応用することは、信頼と手続き的な正当性を築く上で不可欠です。

第三に、サバイバーの実質的な参加をすべての段階（制度開発、政策立案、研修、実施、評価）で優先する必要があります。英国や米国における「The Army of Survivors」や「Nothing About Us Without Us」のようなサバイバー主導の取り組みは、包括的なトラウマインフォームド・アプローチを通じて、制度実践の中に被害当事者の経験を中心に据えることによって、正当性と変革的な洞察をもたらすことを示しています。

第四に、研修基準をすべての役割とレベルにわたってスポーツ教育の仕組みに組み込み、調和させるべきです。IOCの世界的セーフガーディング認証、FIVBのコーチ教育への統合、オーストラリア・英国・米国の国家モデルは、標準化されつつも文脈に配慮した能力開発の初期事例です。研修には技術的な指導だけでなく、文化的能力やトラウマインフォームド手法も含める必要があります。さらに、言語教育におけるCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）のような共通のセーフガーディング研修フレームワークを採用することも検討に値します。これにより、基礎的な認識から高度な専門的知識までの進行的レベルを定義し、知識・技能・態度の共有指標を設け、世界中のスポーツ現場で資格を透明かつ相互に承認できるようになります。これにより、一貫性・質保証・人材流動性を確保しつつ、地域の文化や制度に柔軟に適応できる仕組みが整います。

第五に、データ収集・政策評価・透明な公開報告への投資を強化すべきです。ポルトガルやイタリアのオブザーバトリー、カナダの匿名統計ダッシュボード、オーストラリアのBiermannモデルの活用は、モニタリングと評価がエビデンスに基づく政策修正を支えることを示しています。IOCやUEFAが促進する国際的な相互学習プラットフォームも拡充し、ベンチマーク、良好事例の共有、協働的な課題解決を支援すべきです。

最後に、セーフガーディングをスポーツの広範なインテグリティおよびガバナンス枠組みに完全統合する必要があります。資金配分基準、業績評価、ガバナンス監査の中にセーフガーディング基準を組み込み、もはや補助的機能ではなく、組織の正当性を決定づける中核要素とすべきです。

前進の道は複雑で緊急性を帯びています。分散した取り組みを統合し、成功したモデルを拡大し、包括的かつ透明で法的に強固な制度を構築することが求められます。これらの提言を実行することで、セーフガーディングは単なる遵守義務にとどまらず、倫理的で強靱な、権利に基づいたスポーツガバナンスの基盤的支柱となり得ます。

11. 保護からエンパワーメントへ

スポーツにおけるセーフガーディングは、概念的にも構造的にも深い変革を遂げてきました。かつては周辺的な課題と考えられていたものが、いまや倫理的ガバナンス・制度的正当性・アスリートの福祉の基盤的支柱として認識されています。

各国の制度や国際競技連盟の事例は、セーフガーディングが単に規制遵守やリスク管理に限定されるものではなく、人権・包摂・説明責任・エンパワーメントに基づく多次元的な枠組みとして登場していることを示しています。

最も有望な事例 — 北米の独立機関、欧州の連邦型ネットワーク、サバイバー主導の運動 — は、構造的独立性・分野横断的な協調・教育的イノベーション・持続的リーダーシップ・人権とトラウマインフォームド・ケアの原則の遵守が不可欠であることを示しています。それはまた、統制のヒエラルキー型モデルから、参加型のケアモデルへの文化的転換を要求します。そ

ここでは、特に最も脆弱な人々を含むすべての関係者が、声と行動力を持つ権利主体として位置づけられます。

この道のりは複雑で不均一であり、いまだ進行中ですが、安全で包摂的でエンパワーされる環境を創出するという共有された規範的な地平に導かれつつあります。透明性、サバイバー中心性、制度的学習といった主要原則の収斂が、セーフガーディングの概念化と実践方法を再構成しつつあります。

重要なのは、この推進力がトップダウンだけではないという点です。草の根のアドボカシー、サバイバーのリーダーシップ、仲間同士の教育が内側から変化を促進しています。同様に重要なのは、医学、心理学、教育学、ソーシャルワークの専門家など地域の実務家の参加です。彼らの知見は制度を文脈に即して豊かにし、多様な被害形態への対応力を高めます。こうした学際的知識は、セーフガーディング介入を手続き的に強固であるだけでなく、子どもや脆弱な成人の心理的・発達のニーズに適合させる役割を果たします。

アスリート、コーチ、地域実務者がセーフガーディング策の共創と実施に参加することで、改革は正当性を高めるだけでなく、文化的に関連性があり、持続可能なものになります。

本書が示すように、セーフガーディングは到達点ではなく「生きた実践」です。文脈に応じて進化し、内省を通じて深まり、協働を通じて強化されます。進むべき方向は明らかです — それは「保護が例外ではなく常態となる世界的なセーフガーディング文化」であり、スポーツが尊厳・信頼・エンパワーメントの領域となる未来です。このビジョンを受け入れることで、スポーツは単なる被害防止を超え、レジリエンス、公平性、人間の繁栄を実現する変革の力となるでしょう。

12. 将来の行動に向けたコミットメントと優先課題

スポーツにおけるセーフガーディング文化を前進させるために、直ちに、そして継続的に取り組むべき 10の主要優先課題 が以下の通り、示されています。

- ・ 明確で共有された国際基準の策定

スポーツや国を越えて適用されるセーフガーディングの共通基準を作成しつつ、各地域の文化や制度を尊重すること。

- ・ 独立したセーフガーディング機関の支援

スポーツ組織からの圧力なく、公正に行動し、サバイバーの声を聴き、懸念を調査できる独立機関を支えること。

- ・ サバイバーの実質的関与

政策、研修、意思決定の策定過程にサバイバーを有意義に参加させること。

- ・ セーフガーディング研修の必須化

コーチ、ボランティア、アスリート、マネージャー、審判など、スポーツに関わるすべての人に研修を義務付け、安全を日常の実践の一部にすること。

- ・ データ収集と透明性

何が機能し、何が機能していないのか、どこに支援が必要かを理解するために、より良いデータを収集・共有し、一般に対してもオープンで透明性を確保すること。

- ・ 草の根・小規模クラブの支援

特に小規模なクラブや団体がセーフガーディング・オフィサーを雇用し、高品質の研修を実施し、強固な通報・リスク評価システムを導入できるよう、財政的・組織的な支援を行うこと。

- ・ 分野横断的な協働

スポーツ関係者を学校、家庭、地域社会、保健サービス、児童保護機関とつなげ、インテグリティ、予防、セーフガーディングの課題により効果的に対応すること。

- ・成功指標としてのセーフガーディング

資金配分、業績評価、ガバナンスの基準にセーフガーディングを組み込み、成功の尺度とすること。

- ・継続的な学習と改善

現場の声に耳を傾け、研究を活用し、国境を越えた相互学習を通じて改善を続けること。

- ・研究と啓発活動の推進

セーフガーディングに関する研究・プロジェクト・調査を国内外で推進し、国際会議、ワークショップ、パネルなどの公共イベントを主要スポーツイベントに合わせて開催すること。こうした機会が認知を高め、問題を可視化し、変革の勢いを生み出す。

